

III 自然環境

1 自然環境の概要

廿日市市は、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海の島しょ部から西中国山地に至る市域は、地形や風土が非常に多様な地域となっています。

市域の地形は、広島県の典型的な地形である3段階の準平原地形を集約した形となっています。宮島地域を起点とし、大野地域、佐伯地域から吉和地域に至る縦断ラインに沿って廿日市市の縦断地形を模式的に表すと、(図III-1) のようになります。



(図III-1) 甘利市市の縦断地形図

地形は、中国山地と平行に形成された階段状地形であり、広島湾に面した廿日市・大野・宮島地域の平地からなる「低位面」（瀬戸内面）、佐伯地域の小瀬川流域に発達した津田盆地の「中位面」（吉備高原面）、吉和地域の十方山や冠山の山麓地帯からなる「高位面」（中国山地脊梁面）の3段階に大別されます。県内の他の地域と比べて、低位面がやや狭いことが特徴となっています。

気候は、低位面の廿日市・大野・宮島地域は、温暖少雨の瀬戸内式気候に属し、沿岸部では積雪が少なくなっています。中位面の佐伯地区は、沿岸部と山間の吉和地区との中間的な気候を示し、沿岸部よりも冷涼で冬季には積雪も多く、高位面の吉和地区は、日本海式気候に属し、寒暖の差が大きく、積雪の多い島内でも有数の豪雪地帯となっています。

植生は人為の影響を受けた二次林が全般に多くなっています。低位面は、アカマツ二次林が主体で、大野地域の山麓等では、松枯れ跡地等も多いですが、宮島地域の弥山周辺には、モミやツガの原生林が残っています。中位面は、低位面と同様にアカマツ二次林が主体となっていますが、スギやヒノキの植林地も多くみられます。一方、高位面では、コナラやミズナラの二次林が主体となります。山間部では、スギやヒノキの植林地も多いですが、十方山や冠山の周辺には、ブナの原生林が一部に残っています。

III 自然環境

2 自然公園及び自然環境保全地域等

自然公園には、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定される国立公園や国立公園に準ずる優れた自然の風景地として指定される国定公園等があります。自然公園は、一定の開発行為を規制することによって、風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的として、自然公園法等に基づいて指定されています。

廿日市市では、宮島と極楽寺山が、瀬戸内海国立公園の区域として指定されています。特に、宮島の弥山山頂付近と北側斜面は、ツガ林とアカガシ・ウラジロガシ・ツクバネガシ等を伴うアカマツ林から構成される暖帯の貴重な極相林となっており、特別保護地区として厳正に保護されています。

また、中国山地の脊梁部である広島県と島根県の県境周辺は、西中国山地国定公園に指定されています。特に、冠高原に自生するレンゲツツジの大群落は、その群落としては南限にあたり、特別保護地区として厳正に保護されています。



(図III－2) 廿日市市の自然公園

広島県自然環境保全地域は、優れた自然環境を保全し、将来にわたり継承していくため、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域として、広島県自然環境保全条例により指定されています。廿日市市では、万古渓自然環境保全地域と大峯山自然環境保全地域が指定されています。

万古渓自然環境保全地域は、小瀬川水系の七瀬川が刻んだ深い峡谷で、峡谷の両岸には優れた植物相が見られるなど、良好な自然環境を形成しています。

大峯山自然環境保全地域は、広島市佐伯区湯来町と廿日市市玖島との境界にある大峯山山頂一帯で、岩々の露出する特異な地形と天然広葉樹林が広がるなど良好な自然環境を形成しています。

また、広島県自然環境保全条例では、市街地またはその周辺地域の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等について、地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域を、緑地環境保全地域として指定しています。廿日市市では、東山渓谷緑地環境保全地域が指定されています。

(表III-1) 廿日市市の自然公園と自然環境保全地域等

指定区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
国立公園	瀬戸内海国立公園	宮島町、原ほか	66,934	昭和25年5月18日
国定公園	西中国山地国定公園	吉和ほか	28,553	昭和44年1月10日
自然環境保全地域	万古渓自然環境保全地域	虫所山	64.10	昭和49年7月18日
自然環境保全地域	大峯山自然環境保全地域	玖島ほか	39.89	昭和51年12月24日
緑地環境保全地域	東山渓谷緑地環境保全地域	吉和ほか	53.50	昭和58年3月31日

(資料：環境省、広島県)



写真 瀬戸内海国立公園（弥山）（環境省ウェブサイトより）

(<https://www.env.go.jp/park/setonaikai/guide/view.html>)

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて指定されています。鳥獣保護区には、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために必要があると認められる区域は、特別保護地区に指定されています。

廿日市市においては、国の指定する鳥獣保護区ではなく、広島県知事により、11カ所の鳥獣保護区が指定されています（表III-2）。

(表III-2) 廿日市市の鳥獣保護区

名称	所在地	面積 (ha)	存続期限
宮島鳥獣保護区 (弥山特別保護地区)	廿日市市宮島町	4,397 (203)	令和26年10月31日
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	令和13年10月31日
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	令和10年10月31日
立岩鳥獣保護区（安芸太田町の区域を含む。）	廿日市市吉和・山県郡安芸太田町	536	令和17年10月31日
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	令和16年10月31日
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	令和15年10月31日
広島湾西部鳥獣保護区（広島市佐伯区の区域を含む。）	広島市佐伯区ほか	1,400	令和15年10月31日
大峯山鳥獣保護区（広島市佐伯区の区域を含む。）	広島市佐伯区湯来町ほか	40	令和13年10月31日
万古渓鳥獣保護区	廿日市市	64	令和13年10月31日
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	令和8年10月31日
もみの木森林公園鳥獣保護区 (もみの木森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400 (337)	令和8年10月31日

(資料：広島県)

III 自然環境

3 天然記念物

学術上貴重であると判断された動植物等については、文化財保護法、広島県文化財保護条例及び廿日市市文化財保護条例に基づき天然記念物に指定し、保護を図っています。廿日市市で、天然記念物の指定を受けている動植物等は、（表III-3）のとおりです。現在、国、県、市を合わせて、25類が指定されています。

また、吉和地域等で生息が確認されているオオサンショウウオは、天然記念物のうち世界的に又は国家的に価値が特に高いものとして、国により特別天然記念物に指定されています。

（表III-3） 廿日市市の天然記念物

種別	名称	員数	指定年月日	所在地
国指定特別	オオサンショウウオ		昭和26年6月9日	地域を定めず
国指定	ヤマネ		昭和50年6月26日	地域を定めず
国指定	押ヶ堺断層帯	1力所	昭和40年7月1日	吉和下山大畠
国指定	彌山原始林		昭和4年12月17日	宮島町
県指定	津田の大カヤ	1本	昭和24年10月28日	津田大字横矢1979
県指定	速田神社のツクバネガシ	1本	昭和35年3月12日	友田7
県指定	冠高原のレンゲツツジ大群落	1力所	昭和29年4月23日	吉和字吉和西1585-1
県指定	ベニマンサク群叢	1力所	昭和12年5月28日	大野町鴉ヶ岡及び横撫
市指定	極楽寺山水河礫層		昭和50年5月15日	原617及び621
市指定	シャクナゲ群生地		昭和60年1月24日	宮内475及び甲756
市指定	イチョウ	1本	昭和60年7月12日	地御前四丁目3-1
市指定	ハゼ	1本	昭和60年7月12日	地御前2-73
市指定	ソテツ	1本	昭和60年7月12日	天神3-6
市指定	イヌマキ・ケンボナシ・ムクロジ	3本	昭和60年7月12日	宮内1701
市指定	コウヤマキ・ヒノキ	2本	昭和60年7月12日	原2296
市指定	極楽寺のアカガシ	1本	平成13年7月2日	原2180
市指定	極楽寺の大杉	1本	平成13年7月2日	原2180
市指定	原のモリアオガエル		平成13年7月2日	原2028
市指定	原のツバキ	1本	平成13年7月2日	原2028
市指定	高野槇の群落	1力所	昭和41年10月1日	羅漢峡（黒打谷）
市指定	飯山・河内神社の社叢	1力所	昭和62年2月26日	飯山
市指定	平谷・朴の木	1株	昭和62年2月26日	玖島1685-1
市指定	大虫の枝垂れ桜	1株	昭和62年2月26日	虫所山1321-2
市指定	まさき峠の六本杉	1株	平成4年7月31日	虫所山
市指定	槇河のもみじ	3本	平成6年6月3日	虫所山512-1

（資料：文化財課）

4 本市に生息する貴重な野生生物

廿日市市の市域には、多様な自然環境により多くの野生生物が生息しています。本市に生息する野生生物の分布や生態等は、廿日市町史や佐伯町誌、吉和村誌等に記録が残されているほか、環境省が定期的に実施する自然環境保全基礎調査等により調査されていますが、いずれも調査対象となる種が限られること、調査時期が古い記録が含まれることなどから、本市における野生生物の基礎資料としては十分なものではありません。

広島県では、県内に生息する野生生物について、分布や生息等の状況を把握し、地域の状況に応じた対応を行うための基礎資料として、平成7年に「広島県の絶滅のおそれがある野生生物（レッドデータブックひろしま）」を発刊しています。現在では、第4版まで改訂され、環境アセスメントや各種施策において広く活用されています。

レッドデータブックひろしまにおけるカテゴリー定義は、環境省の区分に準拠して、「絶滅」、「野生絶滅」、「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」、「準絶滅危惧」、「情報不足」、「絶滅のおそれのある地域個体群」の7種類に分類されています。廿日市市で確認され、絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類に分類されている主な野生生物は、(表III-4)のとおりです。本市においては、絶滅危惧Ⅰ類が78種、絶滅危惧Ⅱ類が104種、それぞれ選定されています。今後、野生生物の生息状況の変化に伴い、これらのカテゴリーの選定は変化する可能性があります。

(表III-4) 廿日市市の主な絶滅危惧種

分類	科名	種名	カテゴリー	備考
哺乳類	クマ	ニホンツキノワグマ	絶滅危惧Ⅰ類	広島県指定野生生物種
鳥類	タカ	イヌワシ	絶滅危惧Ⅰ類	国指定天然記念物 国内希少野生動植物種
鳥類	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類	国内希少野生動植物種
両生類	オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	国指定特別天然記念物 国際希少野生動植物種
昆虫類	トンボ	ミヤジマトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	広島県特定野生生物種
昆虫類	シジミチョウ	カシワアカシジミ（キタアカシジミ） 冠高原亜種	絶滅危惧Ⅰ類	国内希少野生動植物種
昆虫類	アゲハチョウ	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	国内希少野生動植物種

(資料：広島県の絶滅のおそれがある野生生物（第4版）（レッドデータブックひろしま2021）)



写真 オオサンショウウオ

Ⅲ 自然環境

また、広島県では、緊急に保護を要する野生生物の種の保護を図り、その絶滅を防止すること等により、次代に継承することを目的として、広島県野生生物の種の保護に関する条例を制定しています。条例では、緊急に保護を要する野生生物の種を指定野生生物種に指定し、さらに、特にその種の保護が必要と認める種を特定野生生物種に指定して、保護施策を推進しています。廿日市市では、宮島町で確認されたミヤジマトンボが、特定野生生物種に指定されています。

ミヤジマトンボは、体長が5cm前後で、シオカラトンボによく似ています。国内では、宮島沿岸の数か所にだけ生息し、国外でも、香港にしか生息していない世界的な希少種です。ミヤジマトンボは、海岸に面し海水の影響を受けるヒトモトスキ等が茂る潮汐湿地に生息していますが、近年の大型台風による湿地の埋没やごみの漂着による環境変化などの影響により、生息地の消失による絶滅が心配されています。



写真 ミヤジマトンボの成虫

こうした中、平成17年に、ミヤジマトンボを将来にわたり安定した状態で維持・存続させること等を目的としたミヤジマトンボ保護管理連絡協議会が発足しました。協議会には本市も参画し、生息環境の保全・改善、新たな生息地の整備等に取り組んでいます。

また、平成24年7月には、ミヤジマトンボの生息地である宮島南西部沿岸域の湿地が、ラムサール条約湿地に登録されています。

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言い、昭和46年にイランの都市ラムサールで条約が採択されたことにちなみ、ラムサール条約湿地と呼ばれています。

国際的に重要な湿地や、そこに生息する動植物の保全を促進することを目的とし、昭和50年に発効されています。

宮島がラムサール条約に登録されたのは、ミヤジマトンボという希少種が生息できるような貴重な自然環境があるからです。

このような貴重な自然環境を持つ宮島を、将来の人々に引き継ぐためにも、現代を生きる我々が、自然環境を大切にし、保全していくことが重要です。